

電気料金プラン定義書

【エコキュープラン】

(中国電力エリア)

山陰酸素工業株式会社

目次

1. 実施期日	2
2. 定義.....	2
3. 適用.....	2
4. 電気料金	2
5. 契約電力	3
6. 支払方法	3
7. 本定義書の変更および廃止.....	3

別表

電気料金種別定義書【エコキュープラン】（中国電力エリア）（以下、「本定義書」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下、電気需給約款といいます。）に基づき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。本定義書は以下の地域に適用します。ただし、離島（その区域内において自らが維持し、及び運用する電線路が自らが維持し、及び運用する主要な電線路と電氣的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限りま

す）は除きます。

鳥取県、島根県（隠岐島を除く）

なお、本定義書に定める料金および燃料費調整における基準単価の金額はすべて消費税等相当額を含みます。

1. 実施期日

本定義書は、2026年4月1日以降の検針日の翌日から実施し、申し込みされ、その後、当社が承諾し契約に至った契約に対して適用します。

2. 定義

本定義書において定義される言葉は、電気需給約款によるものとします。

3. 適用

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、かつ、当社が承諾した場合に適用します。

イ. 自然冷媒ヒートポンプ給湯機（エコキュート）を使用し、かつ、総容量（入力）が1キロボルトアンペア以上であること。

ロ. 算定されたみなし契約電力が、原則として50キロワット未満であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

4. 電気料金

料金は、基本料金、電力量料金および電気需給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は別表1（燃料費調整）によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別表1（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）によ

って算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別表 1（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(1) 基本料金

基本料金は 1 月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1 契約につき	1,540 円 00 銭
10kW 超過 1kW あたり	440 円 00 銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{電力量料金} = \text{使用電力量} \times (\text{電力量料金単価} \pm \text{燃料費調整単価})$$

電力量料金単価は次のとおりとします。

1 キロワット時につき	25 円 50 銭
-------------	-----------

5. 契約電力

契約電力は、その 1 月の最大使用電力と前 11 月の最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。

6. 支払方法

口座引落、または当社対応のクレジットカードによりお支払いいただきます。口座引落で自動引落されなかった場合には 15 日以内に当社の指定する金融機関を通じてお振込みいただきます。なお、この場合お振込み手数料はお客様にご負担いただきます。クレジットカード決済をご利用の場合は、別途ご登録方法をご案内いたします。

7. 本定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、電気需給約款 2（電気需給約款の変更）に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款 2（電気需給約款の変更）(2) および (3) に準じます。

別 表

燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ. 契約期間

2026年4月1日以降の検針日の翌日から2027年3月31日

ロ. 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計（関税法にもとづき公表される統計をいいます。）の輸入品の数量及び価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値とします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0116$$

$$\beta = 0.4094$$

$$\gamma = 0.6313$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格及び1トン当たりの平均石炭価格の単位は1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

ハ. 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごと次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第一位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 53,200 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{の基準単価}}{1,000}$$

ニ. 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
前年の11月1日から1月31日までの期間	その年の4月分の料金にかかる計量期間等
前年の12月1日から2月28日までの期間 (前年が閏年の場合は、2月29日までの期間)	その年の5月分の料金にかかる計量期間等
1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金にかかる計量期間等

2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金にかかる計量期間等
3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金にかかる計量期間等
4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金にかかる計量期間等
5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金にかかる計量期間等
6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金にかかる計量期間等
7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金にかかる計量期間等
8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金にかかる計量期間等
9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金にかかる計量期間等
10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金にかかる計量期間等

ホ. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にハによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

- (2) 基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

単価 1キロワット時につき	6銭7厘
------------------	------